

各地方支分部局主管部長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

賃貸住宅管理業者のシンボルマークについて

賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資するために、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者登録制度を平成23年12月1日より施行したところである。

この度本制度について、賃貸人、管理業者等に向けて広く周知、普及させることを目的として、本制度の登録業者であることを示すシンボルマークを別紙1のとおり作成し、その使用にあたって留意すべき事項等を下記のとおりとするので、遺漏のないよう取り計らわれるとともに、シンボルマークの周知、普及を図られたい。

なお、作成したシンボルマークについては、平成24年4月27日付けで商標登録されたことを申し添える。

記

1. 登録業者の使用について

登録業者のシンボルマークの使用にあたって、別紙2の「賃貸住宅管理業者登録制度の賃貸住宅管理業登録業者シンボルマークの使用について」に基づく国土交通省による承認の必要はないことから、広く一般に認知が得られるよう登録業者となったときから事務所への掲示、広告、封筒、名刺、ネームプレート等において積極的に活用することが望まれる。

なお、登録業者でなくなったときは、速やかに事務所に掲示してあるシンボルマークなどの使用を中止するものとする。

2. 登録業者以外の使用について

別紙2に基づき申請した者で、本制度の広報活動に有用な場合などであって、国土交通省が使用を認める場合に使用可能である。

ただし、登録業者以外の管理業者は、登録業者であると賃貸人等に誤解を与えることから、当然シンボルマークを使用することはできない。

I. シンボルマークのデザイン

○カラー



賃貸管理業

- ・プロセス印刷の場合
C(シアン) 100%
M(マゼンタ) 70%
K(ブラック) 20%
- ・特色印刷の場合
DIC N-893
日本の伝統色: 紺青

○モノクロ



賃貸管理業

- ・単色の場合
スミ100%などのベタ

○白抜き(背景が濃い場所などの場合)



賃貸管理業

○商標登録 平成24年4月27日付け登録第5488908号

○マークの趣旨

- ・マンション、アパートなどの賃貸住宅をイメージした建物のシルエットを円形で囲み、貸主、借主に安心感、信頼感を与えるデザインとした。
- ・全体を一筆書きでまとめることで、貸主、借主、管理業者の関係の連続性、永続性を表現している。
- ・「○(マル) = 登録」を表現し、掲示した管理業者が登録業者であることを示している。

II. 使用にあたって

○アイソレーション

シンボルマークと他の表示物との間に一定の空きを設けるための基準である。

シンボルマークの視認性を妨げない程度の背景色を除き、下記の基準(点線の四角)以上のスペースを確保する。



○シンボルマークとして使用できない例



・変形させない



・独自に書き起こし
などをしない



・マークと文字の
関係を変えない



・違う要素を加え
ない



・指定の色以外を
使用しない



・視認性を損なう
背景に使用しない

賃貸住宅管理業者登録制度の賃貸住宅管理業登録業者
シンボルマークの使用について

1. 賃貸住宅管理業者登録規程(平成23年9月30日国土交通省告示第998号。以下「規程」という。)第5条第1項により登録された者(以下「登録業者」という。)及び登録業者の従業員等以外は、原則として国土交通省が作成した賃貸住宅管理業登録業者シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)を使用することはできない。

ただし、賃貸住宅管理業者登録制度の広報活動に有用な場合などであって、国土交通省土地・建設産業局不動産課(以下「不動産課」という。)が使用を認めた場合には使用できる。

上記に該当し、シンボルマークの使用の承認を希望する場合は、不動産課まで相談すること。

2. 登録業者及び登録業者の従業員等以外の者がこのシンボルマークを不正に使用したときには、次の必要な措置を講ずる場合がある。

- ① 警告
- ② 使用承認の取消し
- ③ 社名の公表
- ④ 訴訟

3. 使用者は、関係法規を遵守するとともに、シンボルマークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。